

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 赤浜小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>大里郡寄居町大字牟礼字新井一三九番 地先から同郡同町大字牟礼字古谷九三 番一地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一 二 ・ 五 〇 〽 二 七 ・ 四 一</p>	<p>一 〇 ・ 〇 〇 〽 二 七 ・ 四 一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三 六 六 ・ 三 三</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行者道整備工事による。</p>		<p>備 考</p>